

第 25 回 岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

平成 31 年 3 月 28 日

第 25 回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 平成 31 年 3 月 28 日（木曜日） 13 時 30 分～15 時

○場 所 岩国市役所 6 階 議会会議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 会長の選任について

(2) 議事録署名委員の指名について

(3) 報告第 14 号 岩国市長期未着手都市計画公園について

3 閉 会

○出席者〔委員 11 人〕

委 員（1号委員） 塚 本 俊 明 安 本 政 人

（2号委員） 大 西 明 子 桑 田 勝 弘 中 村 雅 一 細 見 正 行

（3号委員） 小 倉 和 久 代理委員 山 本 富 夫 松 本 信 雄 代理委員

（4号委員） 河 野 磨 里 桑 重 和 昭

○欠席者〔委員 5 人〕

委 員（1号委員） 榊 原 弘 之 隅 善 彦 梅 川 仁 樹 廣 田 登 志 子

（4号委員） 植 松 義 博

○傍 聴〔0 人〕

[14 時 開会]

○事務局 定刻となりましたので、本日の審議会を始めたいと思います。本日は、大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。只今から、第 25 回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。私は、事務局を担当しております、都市計画課の温品と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議の開会にあたり、福田市長より御挨拶申し上げます。

○福田市長 皆さんこんにちは。今日は年度末でありますし、また 4 日後には新元号も発表されるということで、なにかとお忙しい中ではありますが、都市計画審議会の方にご出席いただき誠にありがとうございます。また、平素から岩国市の市政並びに都市計画行政に対しましても、特段の御高配とご尽力を賜り、重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。さて、今年の 2 月の任期満了にともないまして、市民委員であります 4 号委員 3 名の方を新たに委嘱させていただいておりますので、後ほど事務局からご紹介をさせていただきます。また、1 号委員の皆様におかれましては、引き続き委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

本審議会では、これまで、岩国市都市計画マスタープランや都市計画道路など、まさにまちづくりの根幹をなす、そういったところを議論していただいております。

そんな中で前回は、2 月 1 日でございましたが、藤生長野線ほか 2 件の路線につきましてご審議いただきました。これらの路線につきましては、本審議会の後に 2 月 5 日に山口県都市計画審議会の方で審議をされ、2 月 19 日に変更決定の告示が行われたところであります。

また、去る 3 月 14 日でありますが、村岡知事はじめ私も国土交通省の方に要望に出向きまして、国道 188 号、岩国南バイパス南伸について、ちょうど、阿達国土交通大臣政務官のところで要望活動を行っていた最中ではありますが、その時同時並行で、社会資本整備審議会の道路分科会が行われておりました。そしてその政務官との話の中で、政務官へメモが入りまして、そのメモの内容というのが、国道 188 号藤生長野バイパスとしての新規事業化は妥当である、という判断を分科会が示され、そこに居合わせた私共にもその内容が伝えられました。喜びを隠せないわけではありますが、昨日は国の予算が成立いたしましたので、これから閣議決定された後に、正式に新規事業ということで、また朗報があると思っています。今後各議案におきます、皆様の様々な知恵をお借りしながら、しっかりとしたまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、今後とも、よろしくお願い申し上げます。挨拶と代えさせていただきます。

○事務局 ありがとうございました。市長は次の公務が控えておりますので、ここで退席をさせていただきます。

[市長退席]

○事務局 それでは、議事に入ります前に、平成 31 年 2 月 23 日の 1 号委員及び 4 号委員の任期満了にともない、新たに都市計画審議会を組織しておりますので、委員のご紹介をさせていただきます。失礼ではございますが、着席して進めさせていただきます。

1号委員といたしまして、岩国市農業委員会会長、梅川仁樹委員。梅川委員は本日所用によりご欠席と連絡をいただいております。山口大学大学院創生科学研究科教授、榊原弘之委員。榊原委員は本日所用によりご欠席と連絡をいただいております。岩国市社会福祉協議会会長、隅善彦委員。隅委員も本日所用によりご欠席と連絡をいただいております。広島工業大学工学部環境土木工学科特任教授、塚本俊明委員。岩国市教育委員会委員、廣田登志子委員。廣田委員は本日所用につきご欠席と連絡をいただいております。岩国商工会議所会頭、安本政人委員。

2号委員といたしまして、岩国市議会議員の大西明子委員。同じく、桑田勝弘委員。同じく、中村雅一委員。同じく、細見正行委員。

3号委員といたしまして、国土交通省山口河川国道事務所所長、高井嘉親委員。本日は公務のため、総括保全対策官の松本信雄様が代理で出席されておられます。山口県岩国土木建築事務所所長、本山司委員。本日は公務のため、山口県岩国土木建築事務所次長、小倉和久様がお出席されておられます。山口県岩国農林事務所所長、山本富夫委員。

4号委員といたしまして、植松義博委員。植松委員は本日所用によりご欠席との連絡をいただいております。続きまして、河野磨理委員。桑重和昭委員。

以上、16名によって、新たに都市計画審議会を組織しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

山中都市拠点担当部長。加納都市計画課長。大黒屋都市計画課計画班長。鈴川公園みどり課長。土井公園みどり課整備班長。それから私、都市計画課の温品でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。本日、梅川委員、榊原委員、隅委員、廣田委員、植松委員が所用によりご欠席との連絡をいただいておりますが、委員16名中、11名の出席がありますので、岩国市都市計画審議会条例第7条第2項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。先日開催通知とともに送付させていただきました、青い帯が表紙の審議資料、緑の帯が表紙の参考資料、それと、本日席上に配布させていただきました議事日程、委員名簿、配席表、参考資料-1の3ページの差し替え資料、お手数ですが、参考資料-1の2～3ページの差し替えをよろしくおねがいします。以上となりますが、よろしいでしょうか。

また、ここでお手元にあるマイクの使い方についてご説明いたします。ご発言の際には、マイクの台座部分に押しボタンがありますので、そのボタンを押していただくと、マイク先端のリング部分が赤く点灯しますので、その状態を確認していただいてから発言をお願いします。また、お手数ではありますが、ご発言が終了した際には、もう一度ボタンを押して解除していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。

この度の体制の更新にともない、ただいまから会長を選任していただくわけですが、会長選任までの間、事務局の山中都市拠点担当部長が代わりに議事進行をさせていただきます。それでは、山中が議長席に移らせていただきます。

○山中都市拠点担当部長 都市拠点担当部長の山中と申します。よろしくお願いいたします。
それでは議長選出まで議事を進行させていただきます。これより議事に入らせていただきます。

議事日程の第1「会長の選任について」ですが、岩国市都市計画審議会条例第6条第1項では、「審議会に会長を置く」と規定しており、第2項で「会長は、第3条第2項第1号に掲げる委員」すなわち知識経験者のうちから委員の選挙によって定めることとされています。

また、岩国市都市計画審議会条例施行規則第3条第1項では、選挙において、「委員の単記無記名投票によってこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする」と規定しております。同規則第3条第2項では、その選挙について、「委員の中に異議がないときは、指名推薦を用いることができる。この場合において、被指名人を当選人と定めるべきかどうかを審議会の会議に諮り、委員の全員の同意があったときは、当該被指名人を当選人とする」と規定しております。

委員の皆様には、条例、規則の規定を踏まえていただき、会長を選任していただきたいと存じます。それでは、会長の選任方法につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと存じます。

○桑田委員 事務局に一任。

○山中都市拠点担当部長 事務局に一任する案が出ましたが、ご異議はありませんでしょうか。
(異議なしの声)

○山中都市拠点担当部長 事務局として何か案はありますか。

○事務局 事務局といたしましては、引き続き塚本委員にお願いしたらいかがかと思いますが。

○山中都市拠点担当部長 事務局より塚本委員の推薦がございましたが、これについてご異議はありませんでしょうか。

(異議なしの声)

○山中都市拠点担当部長 ご異議がないと認めますので、塚本委員を会長に選任することいたします。それでは、これからは塚本会長のほうに議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○塚本会長 それでは、皆さん改めまして塚本でございます。ただ今選任を頂きましたので今期も会長としての職務を務めさせていただきますので、ご協力の方よろしくお願いいたします。
それでは、これより議事に入ります。

はじめに、副会長の選任をさせていただきます。条例第6条第5項には、「会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が副会長となり、その職務を代理する」と規定されています。条例の規定により、私から指名させていただきたいと存じますが、本日欠席でございますが、副会長には引き続き、榊原委員を指名させていただきたいと

思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○塚本会長 それでは、ご異議がございませんようですので、副会長に榊原委員を指名いたします。

それでは、これより議事に入ります。傍聴人はいらっしゃらないということですので、お手元に配布されております、議事日程に基づいて議事を進めさせていただきます。

○塚本会長 日程第2「議事録署名委員の指名について」でございます。本日の会議を進めるのに当たりまして、規則第13条では、「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員2人が署名押印の上、保存するものとする」と規定されているため、安本委員、大西委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。よろしくお願いします。

■報告第14号

○塚本会長 続きまして、日程第3「報告第14号岩国市長期末着手都市計画公園の見直しについて」でございます。事務局の方から説明をお願いします。

○事務局 私は都市計画課の加納と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第14号「岩国市長期末着手都市計画公園の見直し」についてご説明させていただきます。先般の審議会では随分と説明が長くなりまして、申し訳ございませんでした。

今日はできるだけ簡潔にしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今回はこれまで4つの公園について検討を進めてまいりました「長期未着手都市計画公園の見直し」の結果について、何かを決めるといった会議ではなく、今後住民の方々などのご意見を伺う機会を設けていく前に、市の方で整理した方向性に関して考え方をご報告させていただくものですのでよろしくお願いいたします。

それでは失礼ですが、ここからは着席してご説明させていただきます。

前回は昨年5月に「見直し基本方針(案)」についてご報告をさせていただきましたが、少し期間が空いておりますので、まずは今回のご報告の前に、これまでの見直しの経緯について改めてご説明させていただきます。

まず初めに、公園の種類にはいろいろありまして、分類が分かりにくいので、改めて、ご説明いたします。

本日、お手元に別途差し替えとしてお配りしております、参考資料-1の3ページをご覧ください。こちらの差し替えの資料でございますが、岩国市の公園の種類を整理したものでございます。都市公園とは、都市公園法に基づいて、都市計画区域内に実際に設置された公園または緑地のことをいいます。一方、都市計画公園は、都市計画法に基づいて位置や区域を決定した公園または緑地でございます。実際に開設されたものもあれば、まだ開設されていないものもあります。それから、その他公園と申しますのは、開設している公園などであることには変わりありませんが、都市計画決定しているか、していないかにかかわらず、面積が狭小であるなどの事情により、市が別途分類、管理している公園や緑地のことでございます。以上が差し替えの資料の説明でございます。

さて、本市では平成 30 年 4 月現在、合計 251 の公園が開設されております。この中で、開設されている都市計画公園は 81 公園ですが、このほかに、都市計画決定されたものの、未着手のままとなっている公園が 4 公園ございます。

未着手の公園の課題といたしまして、都市計画決定後、人口減少や経済の低迷など、社会経済情勢の変化によってその役割や機能が変化していることや、土地所有者への長期にわたる建築制限などがございます。また、国においても、社会状況が大きく変化する中で、社会資本の効率的な整備、管理を課題としておりまして、その中で、公園の今後の方向性としまして、「ストック効果をより高める」こと、「民間との連携の加速」、「都市公園をいっそう柔軟に使いこなす」といった、3 つが示されています。つまり、今後は、公園の新たな整備による面積の拡大等ではなく、既に整備されている公園をより有効に活用することに方向性が変わることが示されているところでございます。

本市といたしましても上位計画である「都市計画マスタープラン」の方針や「みどりの基本計画」の施策として、長期未着手都市計画公園の見直しを掲げておるところでございまして、これらに基づいて、今回の見直しを行っております。

それでは、お手元の資料の内、緑の帯が表紙の参考資料-1 をご覧いただけたらと存じます。見直しにあたりまして、昨年 5 月に本審議会でご報告し、その後のパブリックコメントで市民の皆様からのご意見をいただき、文言修正等を行った後に、昨年 12 月に「岩国市長期未着手都市計画公園の基本方針」の策定をしているところでございます。

それでは、今回の報告事項であります都市計画の見直し対象となる、長期未着手都市計画公園 4 公園について、都市計画決定された経緯及び目的、並びに公園の現況と本市の考え方についてご説明させていただきます。お手元の資料では、青の帯が表紙の審議資料の 1 ページをお開きください。それから参考資料-2 の 2 ページ以降の、公園の航空写真等も合わせてご覧いただければと存じます。

まずは、審議資料の 1 ページ、「尾津街区公園」というところからご説明をさせていただきたいと存じます。「尾津街区公園」は、昭和 49 年に、急速な市街化により児童が安心して遊べる場所を確保することを目的に、計画面積を 0.18ha として尾津町に都市計画決定されました。参考資料の 2 ページと 3 ページをご覧いただけたらと存じます。公園の現況といたしまして、都市計画決定された区域は民地となっております。現在複数の住宅が建築され、住宅地として土地利用がされているところでございます。また、この尾津街区公園の周辺には、整備済みの公園もございます。こうしたことから、本市といたしましては、家屋の移転を伴ってまで、新たに公園を整備していく必要はないのではないかと考えております。

次に、審議資料の 2 段目になります、「梅が丘第四街区公園」と書かれているところの説明をさせていただきます。「梅が丘第四街区公園」は、昭和 53 年に急速な都市化に伴いまして、「尾津街区公園」同様、児童の遊び場の提供を目的に、計画面積を 0.47ha として平田に都市計画決定されました。参考資料-2 の 5 ページと 6 ページをご覧ください。公園の現況ですが、都市計画決定された区域は市有地となっており、現在は広場として周辺の方々に利用されて

います。また、本公園の周辺には、既に遊具等の設備が整備され、公園機能を有している都市計画公園が複数存在しています。こうしたことから、本市といたしましては、広場としての機能は残して、引き続きご利用いただきつつも、本公園に新たな遊具等を設置し、都市計画決定した公園として改めて整備していく必要はないと考えております。

次に「大田東街区公園」ですが、この公園は、平成13年に近隣の「大田街区公園」の面積が減少することに伴い、その代替とすることを目的に、計画面積を0.07haとして玖珂町に都市計画決定されました。参考資料-2の8ページと9ページをご覧ください。公園の現況ですが、都市計画決定された区域は市有地で、現在は空き地となっており、今日まで周辺住民の方に特段のご利用というのはない状況でございます。また、本公園の周辺にも、既に整備済みの公園が複数存在しています。こうしたことから、本市といたしましては、都市計画公園として整備する必要はないのではないかと考えております。

最後に「中央公園」のご説明をいたします。審議資料の2ページをご覧ください。「中央公園」は、当初、昭和31年には、地区公園ではなく、運動公園として都市計画決定されました。しかしながら、平成5年に、住民ニーズの変化等に伴う運動種目の多様化、駐車場用地の確保などにより、区域の拡大が必要となったことから、運動公園としての機能は、牛野谷町に計画されていた「岩国運動公園」に集約することとなりました。それに伴いまして、「中央公園」は、地域の特性を生かし、地区住民の休養、鑑賞の場を確保し、快適な都市環境の向上を図ることを目的とし、運動公園から、計画面積5.7haの地区公園に種別を変更しているところでございます。参考資料-2の11ページと12ページをご覧ください。公園の現況ですが、都市計画決定された区域には、多数の住宅が建築されておりまして、住宅地となっております。また、本公園の計画区域内には、平成24年に地域の防災機能を担う公園として、地区公園より規模の小さい街区公園として「楠中央公園」が整備され、加えて、周辺には、近隣公園である「長山公園」がございます。こうしたことから、本市といたしましては、すでにある街区公園より大きな地区公園として相当数の家屋移転を伴って、新たに中央公園を整備していく必要はないのではないかと考えております。

以上、見直し対象となる4公園について、本市としましては、都市計画公園として新たな整備の必要はないものと考えているところでございます。

また、冒頭にもお話ししました、「長期未着手都市計画公園見直し基本方針」は、国が示す指針や上位関連計画等を基に策定しておりますが、基本方針に沿って検証した結果、4公園全ての廃止が妥当との評価結果となりました。こちらの評価の結果は、参考資料-2の1ページ以降に、それぞれ4公園の「公園カルテ」として整理をしておりますのでご確認ください。

最後に今後の流れについてご説明いたします。審議資料の3ページをご覧ください。今回の見直し素案の策定後は、見直し素案、つまりは4公園を廃止することについて、パブリックコメントの実施を検討いたします。その後、4公園の廃止について順次、地区住民の方等との意見交換会を行い、廃止について概ねのご了解を得られましたら、都市計画の素案を作成し、都市計画の手続きを進めてまいりたいと考えております。都市計画手続きの中でも、再び住

民説明会を行い、改めて廃止について、本審議会でお諮りすることになりますのでよろしくお願いいたします。

以上、長くなりましたが、説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○塚本会長 ありがとうございます。さて、なかなかお聴きになって全体像が良く分かりにくいかと思いますが、ポイントとしては、前回の審議会の中で、岩国市には長期未着手都市計画公園というものがあり、これをなんとかしたいということで、「岩国市長期未着手都市計画公園の見直し基本方針」というものについて、ご意見をいただきましたが、これについては、先程ご説明があったとおり、手続きを踏んで、昨年の12月に決定されているということでご理解いただいてよろしいですか。(事務局 同意)内容はいろいろ書いてありますが、実際には4公園を廃止するために、これだけの方針を作られたというところでございます。説明の中でもありましたが、公園の中には市が管理しているものもあれば、民間が管理している公園もあり、都市住民のための公園でも様々な種類があり、その中には、都市計画で計画的に造るということで、都市計画決定という非常に大変な手続きを踏んで計画されたものもあれば、そういった手続きは踏んでいない公園もあると。このうち、都市計画の手続きを踏んで造ってきた公園はほぼ出来上がっていて、未着手の4つの公園を今からこのまま都市計画決定をして、計画的に造るという判断をするか、それとも、実態として決定を外しても問題ないのではないかということについて見直し基本方針案に沿って検討された結果、市の判断としては都市計画決定を外しても大きな問題はなく、造らないものをずっと置いておくのは、行政の効率化等、様々な意味で好ましいことではないという国の判断もありますので、この際きちんと整理をしてしまいたい、ということによろしいですか。

○事務局 実際に広場として活用している部分もありますので、それを止めるのではなく、都市計画としての位置づけだけを、外していくというところが一つございます。

○塚本会長 ありがとうございます。ということで、今回4つの公園について、ご説明をいただきました。今日は審議をして結論を出すという会議ではございませんが、このような方針で、今後パブリックコメントなり住民に説明をしていってよろしいかと、そのために、何か異議がないかということ、今日ご意見を伺うということになっております。

もう一つは、先ほど事務局はおっしゃられなかったのですが、このフローを整えば、どの時点で都市計画審議会に諮ることになると考えていますか。

○事務局 このフローに、住民との意見交換会とあります。意見交換会というのは、都市計画の手続きとしてではなく、まず、ざくばらんに住民の皆様とお話をしていくと、その後、都市計画決定の手続きに入っていく、今度はもう一度、地区住民の方だけではなく、岩国市民の皆様に対して説明会を開いていきます。審議会を開催するのは素案を作成した後、住民の方の意見も法的な手続きとして伺った中で、都市計画変更手続きと書いているところで都市計画審議会を開かせていただいて、また皆様に、ご審議していただくことになろうかと思えます。

○塚本会長 ありがとうございます。このフローで言えば、下から2番目の手続きの中に都市計画審議会の審議もある、ということですのでよろしいですね。

そのような前置きを、させていただきましたが、先ほど説明していただきました4つの公園を、市としては、都市計画決定を外していくのが妥当ではないか、というご判断をされていることについて、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

○大西委員 一つは梅ヶ丘の公園になるのですが、公園ができた理由として、アパートが団地にできる間に、そこで子供たちがソフトボールなどをする場所がないので造ってください、という経緯があってできていったと思います。今も子供たちが野球などをしています。都市計画決定が外れても、使えるのであれば現状と同じになりますが、位置づけはどういうふうになるのでしょうか。

○事務局 位置づけとしましては、岩国市都市公園条例に基づきまして、開設告示というものを既にこちらの梅ヶ丘第四街区公園はしております。ですから、条例に基づく公園としての位置づけは残しておいて、都市計画決定のみを外していく、ということで、将来にわたってこの公園が、皆様にご利用の意向があるかぎり、都市公園条例に基づいた管理をしながら、お使いいただくということで、位置づけは確保されているとご理解いただければと存じます。

○桑重委員 中央公園の中にも、楠中央公園という街区公園的なものを造っており、その他にも楠広場といった広場もあります。そのあたりも今と同じように、公園みどり課が管理していくような形になるのでしょうか。

○事務局 楠中央公園、楠広場については今までどおり、公園みどり課が管理してまいります。それとご存じのとおり、楠につきましては既に様々なイベントで使われているスペース等がございますので、地元の方々と意見交換をしていく中で、楠中央公園という街区公園であるとか広場であるとか、そういったものを都市公園条例に基づく管理はもちろん別にありますが、それ以外にどんな使い方をするのがよいのかとか、あるいは一方でサギの件とか様々な問題がありますので、本当に地域の皆様に愛される公園なり、広場としていくにはどうしたらいいか、ということも意見交換の中でしっかりと話していきながら、この楠に最も相応しい形というものを模索してまいりたいと思っていますところでございます。

○桑重委員 実は私、ここの地元の人間ですが、サギの話なんかでも、私が子供の頃はあまりそういう公園がなかった。というのは人がたくさん集まっていたから、鳥も寄り付かなかったのだと思います。やっぱり、段々と使われなくなっていったそういうふうになったのだと思います。ですので、私としましては、あの場所をもっと活用できるような広場にしていただければという思いがあります。

○塚本会長 ありがとうございます。他にございますか。

○中村委員 4つの公園の内の2つは市有地なのですが、残りの2つは民有地ですね。都市計画決定を外すことによつての違いというのはありますか。

○事務局 現在、民有地のところに都市計画決定している箇所は、都市計画法第53条の規定による建築制限がかかってしまっています。ですから住宅になっているところもございますが、

建て替えの時に、例えば、3階以上の建築物は建てられない、地下を有する建築物は建てられない、という状況が今も続いております。これを計画から外したときに、自由な経済活動に変えていくことができるのではないかとということで、外したらどうかと。一方で、都市計画決定されて現市有地になっている所は引き続き管理を続け、皆様にお使いいただくと、こういった違いになるかと存じます。

○大西委員 住民との意見交換会なのですが、住民と言っても範囲がございしますが、どのくらいの範囲をお考えですか。

○事務局 街区公園につきましては、元々の誘致距離が近いところになりますので、最初に行う意見交換会のときには、まず地権者の方が第一ですけれど、周辺の自治会の方々とご相談しながら、どの程度までご意見をいただくかは考えていきたいと思いますが、ごく近いところだと考えています。それから、地区公園につきましては、ある程度の規模を有しておりますので、川下のまちづくり協議会等と第一にご相談をしながら、その他の方面にも広げ必要があるのかどうかのご意見を伺った上でどの程度の範囲まで意見交換をすべきか考えてまいりたいと思います。

○塚本会長 ご質問等ありますか。活発なご意見も頂きましたので、本日委員の皆様から頂いたご意見を踏まえて、策定作業を進めていただきたいと思います。これで本日の次第は以上となりますが、何かご質問等ありますでしょうか。

それでは、委員の皆様におかれましては、熱心なご審議をいただきましてありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。今回のご審議いただいた内容を踏まえ、策定作業を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審議の方を終了させていただきます。

[15 時閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条の規定により署名する。

令和元年 5 月 22 日

議事録署名委員 大 西 明 子

議事録署名委員 安 本 政 人